

〔総合口座（通帳扱）〕

項 目	内 容
1.商品名	総合口座
2.販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます（未成年の方はお取り扱いできません）。
3.期間	①普通預金：普通預金の取り扱いと同様です。 ②定期預金：各定期預金の取り扱いと同様です。 総合口座にお預け入れできる定期預金は次のとおりです。 自由金利型定期預金・自由金利型定期預金（M型）・期日指定定期預金・ 変動金利定期預金・利息分割受取定期預金・金利成長定期預金・定額受取定期預金 ※「非自動継続扱い」をご選択いただいた場合は、満期日に普通預金へ入金する「自動解約入金」のお取り扱いとなります。
4.預入（受入）方法	①普通預金：普通預金の取り扱いと同様です。 ②定期預金：各定期預金の取り扱いと同様です。
5.払戻（支払）方法	①普通預金：普通預金の取り扱いと同様です。 ※普通預金の残高が不足する場合には、総合口座の定期預金を担保とし、担保の 90%または最高 300 万円まで当座貸越による自動融資が受けられます。 ②定期預金：各定期預金の取り扱いと同様です。
6.利息 (1)普通預金 (2)定期預金 (3)当座貸越	普通預金の取り扱いと同様です。 各定期預金の取り扱いと同様です。 ①貸越利率 担保となる定期預金の種類により次のとおりとします。 A.スーパー定期・大口定期・利息分割受取定期預金・定額受取定期預金：約定利率＋0.5% B.期日指定定期預金：「2年以上の利率」＋0.5% C.金利成長定期預金：「5年利率」＋0.5% D.変動金利定期預金：適用中の利率＋0.5% ②利息徴収頻度 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日には普通預金より自動的に引き落とします。 ③計算方法 毎日の当座貸越最終残高について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。
7.手数料	普通預金のキャッシュカード（しずぎんカード）によるお支払い等にあたっては、しずぎんカード規定に定める手数料がかかることがあります。
8.付加できる特約事項	特にありません。
9.重要事項について	①総合口座にお預け入れいただく普通預金および定期預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） ②定期預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には、各定期預金種類の満期日前解約の取り扱いに準じます。
10.その他参考となる事項	①お客さまのご希望により、通帳およびキャッシュカードのデザインをお選びいただけます。（キャッシュカードのデザインを変更される場合は、カード再発行手数料として 1,080 円（消費税等込み）がかかります。） ②総合口座および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772